

地区防災計画の策定・更新

補助対象経費になる？ならない？

防災安全課では、自主防災会等が地区防災計画を策定または更新する際の、次の費用を補助対象経費として、補助金を交付します。

地区防災計画の策定または更新に係る以下の費用

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 備品購入費(ホワイトボード等) | (5) 講師旅費 |
| (2) 印刷製本費(地区防災計画、チラシ等) | (6) 検証訓練に要する経費 |
| (3) 会場使用料 | (7) コンサルタントへの委託料 |
| (4) 講師報償費 | (8) 資機材や備蓄品の購入 |

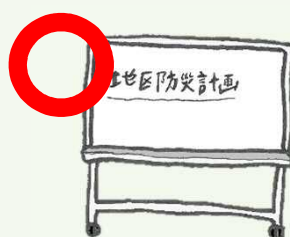
この他にも必要に応じて、対象経費になり得る費用がありますので、この資料を基に対象経費に該当するものかを確認してください。

※資料に記載していない経費で判別がつかない場合はご相談ください。

※検証訓練の実施に係る費用については、【補助対象：防災訓練等(上限:2万円)】と同様です。

備品購入費

ワークショップで使用するHUGやホワイトボード等の備品購入費は認められます。



印刷製本費

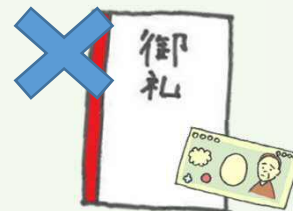
地区防災計画の印刷製本費や、ワークショップ等のチラシの印刷費は認められます。



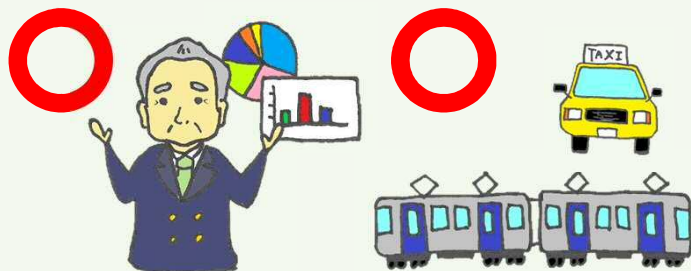
会場使用料

ワークショップ等を実施した時の会場使用料は認められます。

会場の貸出しや、設営および片付けの協力に対する謝金や手土産品等は認められません。



その他

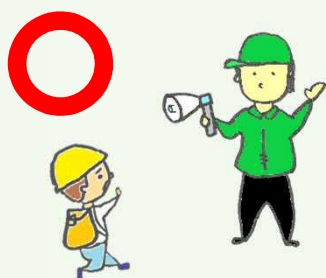


講師の報償金や講師の旅費は認められます。



コンサルタントへの委託料は認められます。

【地区防災計画策定または更新の結果、発生した費用】



検証訓練の費用
※対象経費は防災訓練等
(上限:2万円)補助金と同様



地区防災計画に必要妥当性
や整備計画が具体的に規定
されている備蓄品の購入費に
ついては認められます。(市の
地域防に規定されていること)



地区防災計画に活用方法が
具体的に規定されている資機
材で、救助・避難訓練等で使
用するものは認められます。
(市の地域防に規定されていること)

不明な点がございましたら、防災安全課までお問合せください。

【お問い合わせ】 芦屋市防災安全課地域防災係 TEL : 0797-38-2093 FAX : 0797-38-2157